

安謝第一市営住宅再生団地計画調査業務委託
に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名：安謝第一市営住宅再生団地計画調査業務委託
- (2) 履 行 場 所：那覇市字安謝 664 番地の 50
- (3) 業 務 概 要：本業務は、安謝第一市営住宅建替事業を円滑に推進するために、市営住宅・周辺地域の現況や入居者の建替えに対する意向、必要とされている施設・設備の把握、周辺地域も含めた市営住宅のあり方及び社会福祉施設の併設などの調査・課題整理・検討を行い、安謝第一市営住宅の建替に向けて、最適な建替候補地の比較検討、建替え方針・事業スケジュール等を取りまとめることを目的とする。また、本市の逼迫した財政状況と市営住宅建替事業全体の緊急性を踏まえ、建替事業のより効率的な事業展開を図っていくものとする。
- (4) 履 行 期 間：契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで
- (5) 予 定 価 格： 19,690,000 円（税込み）
- (6) 最低制限価格：予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表する。
※詳しくは、「那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱」を参照。別表の業種区分は「土木関係の建設コンサルタント業務」に準ずる。
- (7) 当該競争入札は、紙入札により実施する。
- (8) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。）
- (5) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 那覇市内に本店、支店又は営業所がある法人であること。
- (8) 本業務委託に際し、この公告及び特記仕様書に基づき業務を確実に履行できる者で、過去 10 ヶ年の間に、国又は地方公共団体の発注する業務において、土地利用に係る調査検討業務又は基本構想や基本計画などの各種計画策定業務の契約を締結し、これらを誠実に履行した者であること。
- (9) 配置する技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に 3 ヶ月以上の継続した雇用関係）にある者とし、管理技術者、照査技術者及び担当技術者は兼任できない。なお、管理技術者及び照査技術者に必要とされる資格は、次のいずれかとする。
 - ・ 技術士（総合技術監理部門）
 - ・ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ・ R C C M（都市計画及び地方計画）
- (10) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条に規定する審査を経て、建築関係の建設コンサルタントの業種登録を行っている者であること。
- (11) その他配置する技術者の資格等については、特記仕様書に規定する。

3 本案件に関する質問・回答

- (1) 提出期間：令和 8 年 7 月 1 日（水）午前 9 時～
令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 5 時
- (2) 提出方法：「質問書」を市営住宅課へ直接提出するか、FAX で送付すること。（FAX の場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。また、質問がなければ質問書の提出は不要とする。）
- (3) 回 答：令和 8 年 7 月 8 日（水）
- (4) 回答方法：那覇市ホームページに掲載する。

4 入札及び開札日程

- (1) 日 時：令和 8 年 7 月 13 日（月）午後 2 時
- (2) 場 所：那覇市役所 8 階 801 会議室

- ・ 注意事項：入札参加資格審査申請書等は、入札時に直接提出しなければならない。提出が無い場合には、入札に参加することができない。

5 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条により免除する。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条により免除する。
- (3) 前 金 払：適用しない。
- (4) 部 分 払：適用しない。

6 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 落札の決定方法及び契約締結時期

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については、入札参加資格審査後に落札者を決定し、「落札者決定通知書」を送付する。

落札決定の通知を受けたものは、通知を受けた日から7日以内に契約しなければならない。

8 入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 その他

- (1) 入札参加者は、特記仕様書、資格審査申請書等を熟読しこれを遵守すること。
- (2) 契約書(案)、特記仕様書、入札説明書、様式等については下記的那覇市市営住宅課ホームページに掲載する。

10 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎8階）

那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 企画G 担当：嘉数、善平

TEL：098-951-3262 FAX：098-951-3243

HP：<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/life/shieijutaku/index.html>